

平成 22 年 9 月 21 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主等の異動に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

当社グループは、オンライン証券会社であるマネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」という。）を中核として個人投資家の視点にたった質の高い金融サービスを提供することを目指してまいりました。日本国内においては、すでに約130万口座のお客さまにお取引いただいておりますが、昨今の国内外の情勢の中では、企業活動だけではなく個人資産の投資・運用においても、グローバルなリスク分散がますます重要になってきています。このような状況下、当社は、日本以外の海外成長国において新たに事業展開することで、国内の個人投資家の皆様により多くの海外投資の選択肢を提供しやすくするとともに、当社の収益機会をも国外に分散・拡大していくことを重要な成長戦略と位置づけています。

今般の資金調達には、こうした戦略を背景として海外における今後の積極的な事業展開に備えるためのものです。平成22年7月27日には、香港を拠点とするオンライン証券会社グループのBoom Securities (HK) Limited、Boom.com Limited、Baby Boom LimitedおよびBoom Solutions Limited（以下総称して「BOOM証券グループ」という。）の経営権を取得することに合意し、買収に関する契約を締結いたしました。当社グループは、BOOM証券グループを起点としてアジアにおける個人投資家向けオンライン証券ビジネスを展開することを計画しており、調達資金の一部をBOOM証券グループに対する投融資に充当し、同社では事業拡大のためのシステム関連資金および運転資金とする予定です。

また同時に、当社株式の流動性向上のため、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社を売出人とする当社株式の売出しを実施いたします。それぞれの市場において革新的なリーダーである同社グループのシティバンク銀行株式会社と当社グループでは、個人金融分野での新たな協働の可能性を探り、将来の提携関係に向けた検討を行って参ります。同社は、この売出し後も一定割合の当社株式を保有し、かかる目的をより具体的な形で実現することに向けて当社と協働していく予定です。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 140,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 22 年 10 月 4 日(月)から平成 22 年 10 月 7 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、シティグループ証券株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び野村証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける共同主幹事会社はシティグループ証券株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び野村証券株式会社であり、ジョイント・ブックランナーはシティグループ証券株式会社及び日興コーディアル証券株式会社である。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 22 年 10 月 12 日(火)から平成 22 年 10 月 15 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 平成 22 年 10 月 13 日(水)から平成 22 年 10 月 18 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 松本大に一任する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①及 び②の 合 計 に よ る 当 社 普 通 株 式 503,250 株
種 類 及 び 数 ① 引 受 人 の 確 定 的 な 買 取 引 受 け の 対 象 株 式 と し て 当 社 普 通 株 式
480,000 株
② 下 記（4）に 記 載 の 海 外 販 売 に 関 し て 売 出 人 が 引 受 人 に 付 与 す る 追
加 的 に 当 社 普 通 株 式 を 買 取 引 受 け す る 権 利（以 下「追 加 買 取 権」と
い う。）の 対 象 株 式 の 上 限 と し て 当 社 普 通 株 式 23,250 株
（な お、上 記 株 式 数 は 上 限 を 示 し た も の で あ る。需 要 状 況 等 に よ り
減 少 し、又 は 本 ②に 係 る 買 取 引 受 け そ の も の が 全 く 行 わ れ な い 場 合
が あ る。本 ②に 係 る 株 数 は、需 要 状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、発 行 価 格
等 決 定 日 に 決 定 さ れ る。）
- (2) 売 出 人 シ テ ィ グ ル ー プ ・ ジ ャ パ ン ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
- (3) 売 出 価 格 未 定（日 本 証 券 業 協 会 の 定 め る 有 価 証 券 の 引 受 け 等 に 関 す る 規 則 第 25
条 に 規 定 さ れ る 方 式 に よ り、発 行 価 格 等 決 定 日 の 株 式 会 社 東 京 証 券 取 引
所 に お け る 当 社 普 通 株 式 の 普 通 取 引 の 終 値（当 日 に 終 値 の な い 場 合 は、
そ の 日 に 先 立 つ 直 近 日 の 終 値）に 0.90～1.00 を 乗 じ た 価 格（1 円 未 満
端 数 切 捨 て）を 仮 条 件 と し て、需 要 状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、発 行 価 格 等
決 定 日 に 決 定 す る。な お、売 出 価 格 は 一 般 募 集 に お け る 発 行 価 格（募 集
価 格）と 同 一 と す る。）
- (4) 売 出 方 法 引 受 人 に 全 株 式 を 買 取 引 受 け さ せ た 上 で 売 出 し を 行 う。な お、当 該 株 式
の 一 部 は、引 受 人 の 関 係 会 社 等 を 通 じ て、欧 州 を 中 心 と す る 海 外 市 場（た
だ し、米 国 及 び カ ナ ダ を 除 く。以 下 同 じ。）の 海 外 投 資 家 に 対 し て 販 売
（以 下「海 外 販 売」とい う。）さ れ る こ と が あ る。ま た、海 外 販 売 に 関
し て 売 出 人 は 引 受 人 に 上 記（1）②に 記 載 の 追 加 買 取 権 を 付 与 す る。ま
た、安 定 操 作 取 引 で 買 付 け ら れ た 株 式 の 全 部 又 は 一 部 が 海 外 販 売 の 決 済
の 一 部 に 充 当 さ れ る 場 合 が あ る。
売 出 し に お け る 引 受 人 の 対 価 は、売 出 価 格 か ら 引 受 人 よ り 売 出 人 に 支 払
わ れ る 金 額 で あ る 引 受 価 額（一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す
る。）を 差 し 引 い た 額 の 総 額 と す る。
- (5) 申 込 期 間 発 行 価 格 等 決 定 日 の 翌 営 業 日 か ら 発 行 価 格 等 決 定 日 の 2 営 業 日 後 の 日
ま で。な お、申 込 期 間 は 一 般 募 集 に お け る 申 込 期 間 と 同 一 と す る。
- (6) 受 渡 期 日 平 成 22 年 10 月 13 日（水）か ら 平 成 22 年 10 月 18 日（月）ま で の 間 の い ず
れ か の 日。た だ し、発 行 価 格 等 決 定 日 の 6 営 業 日 後 の 日 と す る。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売 出 価 格、そ の 他 本 売 出 し に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は、代 表 取 締 役 社 長 松 本 大
に 一 任 す る。
- (9) 上 記 各 号 に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）
- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 69,750 株
種 類 及 び 数 なお、上記株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
 - (2) 売 出 人 日興コーディアル証券株式会社
 - (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
 - (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、日興コーディアル証券株式会社が前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」（2）に記載の売出人から 69,750 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
 - (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
 - (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 松本大に一任する。
 - (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、日興コーディアル証券株式会社が引受人の買取引受による売出しに係る売出人であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社から 69,750 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、69,750 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、日興コーディアル証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限（以下「グリーンシューオプションの行使期限」という。）として上記売出人より付与されます。

また、日興コーディアル証券株式会社は、上記売出人より借入れる株式の返還を目的として、本件募集売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ります。日興コーディアル証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、上記売出人より借入れる株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興コーディアル証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、日興コーディアル証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を上記売出人より借入れる株式の返還に充当する場合があります。

上記のほか、安定操作取引によって取得した株式の全部又は一部が海外販売の決済の一部に充当される場合があります。

日興コーディアル証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を上記売出人より借入れる株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した残株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、日興コーディアル証券株式会社による上記売出人からの当社普通株式の借入れ及び上記売出人から日興コーディアル証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、安定操作取引、シンジケートカバー取引及びグリーンシューオプションの行使に関して、日興コーディアル証券株式会社は、シティグループ証券株式会社と必要に応じて協議の上、これを行うものとします。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,991,120 株
公募増資による増加株式数	140,000 株
公募増資後の発行済株式総数	3,131,120 株

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 4,666,000,000 円については、平成 23 年 3 月期中に経営権の取得が完了する予定の BOOM 証券グループへの投融資資金として、平成 23 年 12 月までに 2,300,000,000 円を充当する予定です。BOOM 証券グループでは、当社からの投融資資金を主にシステム投資資金及び運転資金に充当し、海外における事業基盤の構築、更には収益拡大を図る予定です。

また、残額については、平成 23 年 3 月期中に当社子会社であるマネックス証券に対する貸付金に充当する予定です。なお、マネックス証券は、当該資金を短期借入金の返済に充当し、今後当社グループが海外展開を積極的に進める上での資金需要に備え、財務体質の強化を図る予定です。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ただし、何らかの理由により、当社が BOOM 証券グループの経営権を取得できない場合は、手取金全額を上記マネックス証券に対する貸付金（同社の短期借入金の返済）に充当する予定です。

（平成 21 年 12 月期末における BOOM 証券グループの総資産、純資産および平成 21 年 12 月期（18 ヶ月決算）における営業収益は、4 社の個別財務諸表における数値の単純合算でそれぞれ、957,217 千香港ドル、40,619 千香港ドル、124,887 千香港ドルです。なお、当社が平成 22 年 7 月 27 日に開示した「香港の BOOM 証券グループの経営権取得について」中の 3. 経営権取得当事会社の概要（16）最近 3 年間の業績に記載された「経営権取得予定の BOOM 証券グループ（4 社合算）」の 2009 年 12 月期（18 ヶ月決算）の数値は、同グループ会社間における内部取引が考慮されたものであり、前記数値とは異なります。）

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、BOOM 証券グループへの投融資資金（同社のシステム投資及び運転資金）に、残額をマネックス証券の有する短期借入金の返済に充当する予定であります。

これらの資金充当は、今後当社グループが海外展開を積極的に進めるための財務体質の強化に繋がり、ひいては、経営基盤の一層の強化、当社グループとしての収益力の向上が図られるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、年 2 回、中間配当及び期末配当として剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の利益配分に関する基本方針において、配当性向の目標は、連結当期純利益の 50% 程度としております。ただし、配当金の計算基準となる連結当期純利益が純損失となるなどの場合は、配当可能利益（内部留保資金）及び財務状況、経営環境、事業計画等を総合的に勘案した上で、経営判断により一定額の配当を実施することを基本とします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、主に今後の事業展開に必要な資金に充当する予定であります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	3,080.54円	△928.55円	1,527.41円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	1,550.00円 (900.00円)	400.00円 (200.00円)	700.00円 (400.00円)
実績連結配当性向	50.3%	—	45.8%
自己資本連結当期純利益率	15.5%	△5.0%	7.1%
連結純資産配当率	7.8%	2.2%	3.6%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	109,000円	57,300円	24,310円	46,200円
高 値	113,000円	84,400円	47,900円	47,450円
安 値	54,400円	21,480円	23,500円	32,400円
終 値	57,200円	23,650円	46,000円	32,400円
株価収益率	18.6倍	—	30.1倍	—

- (注) 1. 平成23年3月期の株価については、平成22年9月17日(金)現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、平成23年3月期に関しては未確定のため、株価収益率は表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) ロックアップについて

1. 一般募集および引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社は、ジョイント・ブックランナーに対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・ブックランナーの事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシューオプションの行使に伴う当社株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はジョイント・ブックランナーに対し、ロックアップ期間中はジョイント・ブックランナーの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出し、株式分割に伴う当社株式の交付及びBOOM証券グループの経営権取得に際して予定されている当社普通株式の交付を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・ブックランナーはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

なお、当社は平成22年7月27日にBOOM証券グループの経営権の取得を公表しており、当該経営権取得に際し予定されているその準備会社（国内SPC）との合併に伴い、上記ただし書きに基づき当社普通株式65,685株が当該SPC持分に対して割り当て交付される予定です。

2. 上記1.とは別にオリックス株式会社は、保有する当社株式等に関し、平成22年1月17日以後1年間（以下「処分制限期間」という。）、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者への譲渡、移転又は担保権の設定等の処分を行わない旨（ただし、下記①に該当する場合を除く。）を当社との間で合意しております。また、オリックス株式会社は、保有する当該株券等に関し、①処分制限期間中に、第三者によって実施された公開買付けに応募する場合、②処分制限期間経過後、2年間の間に、第三者への譲渡、移転又は担保権の設定等の処分を行う場合には、事前に当社と協議する旨を当社との間で合意しております。

II. 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

平成22年9月21日開催の取締役会において決議した前記「I. 新株式発行及び株式売出し
2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社は主要株主及びその他の関係会社に該当しないこととなることを見込まれるものです。また、同社の完全親会社であるシティグループ・インクもその他の関係会社に該当しなくなることが見込まれます。

2. シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の概要

- (1) 名 称 シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社
- (2) 所 在 地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長兼CEO ダレン・バックリー

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (4) 事業内容 持株会社
 (5) 資本金 300,000 百万円

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	616, 419 個 (616, 419 株)	20. 62%	第 2 位
異動後	113, 169 個 (113, 169 株)	3. 61%	第 4 位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

異動前 1, 318 株（子会社保有株式 1, 318 株）

異動後 0 株（子会社保有株式は計算上、控除していません）

※ 平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 2, 991, 120 株

なお、異動後の議決権の数及び所有株式数は、追加買取権全部を引受人が行使した場合の数字であります。また、異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 22 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数に一般募集による増加株式数を加味して算出しております。

また、前記<ご参考> 1. に記載のグリーンシュエアオプションの行使により、当該株主の所有株式数は上記株式数よりさらに最大で 69, 750 株減少する可能性があります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日（発行価格等決定日の 6 営業日後の日）

以上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田 電話 03-6212-3750

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。